学校における携帯電話の取り扱い等に関する有識者会議 資料

# スマートフォン等に関する校内ルールと活用事例

東京都立向丘高等学校 校長 加藤孝行

## 東京都立向丘高等学校

- ・所在地:**東京都文京区**向丘1-11-18 (最寄り駅:本駒込・白山・千駄木)
- ・普通科中堅校
- · 在籍数 868名(1年生278名 2年生317名 3年生273名)
- ・近年、進路実績が伸長昨年度→国公立・難関大学の合格者数名中堅私立大学の合格者多数
- ・入試の応募倍率も高水準



スマートスクール構想実証研究校(BYOD研究校)

「新しい学び」の研究校

東部学校経営支援センター特別指定校

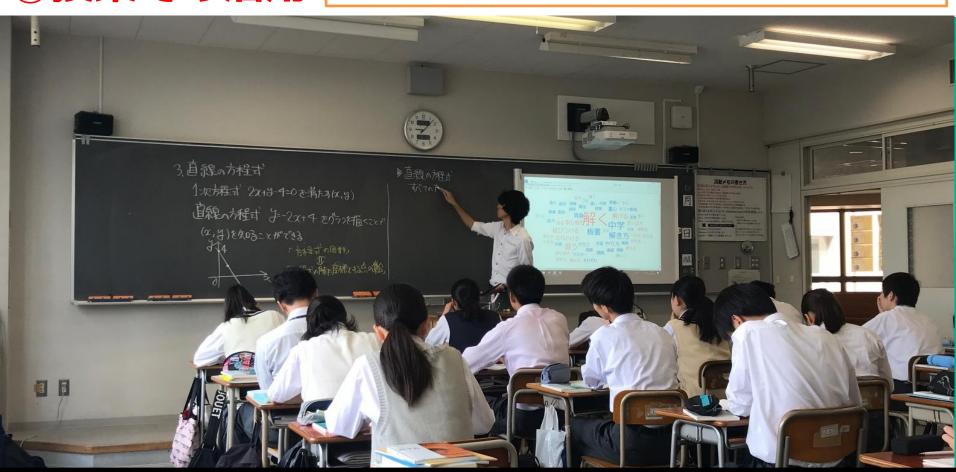
WiFi環境完備 (校内の普通教室)

## スマートフォン等を 活用した学習指導

スマートフォン等の 適正な使用について

#### ①授業での活用

本校の日常的な数学の授業をご覧ください。



時間の都合上ご紹介できませんが、これ以外にも、様々な授業実践が成されています

### ②Web学習システム導入の流れ

H27年度より生徒の自習時間の増加を 図る目的でWeb学習システム(学習用アプリケーション)を 一部学年で導入



H29年度より学習用アプリケーションと連動した、「模擬試験」導入

模試とは異なり、生徒の「つまずき箇所」を洗い出すテスト →分析結果を基に、生徒に対して苦手克服動画を配信可能



本年度より全校導入(全校生徒が契約)

## スマートフォン等の **適正な使用**について

#### ①都立学校BYODネットワークシステム利用ルール

一部分のみ掲載

1 目的

都立学校BYODネットワーク利用ルール(生徒向け)は、都立学校BYODネットワークシステム(以下「BYODネットワーク」という。)の適切な運用を図ることを目的とする。

- 4 利用上の注意点
- (1)コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用又は提供してはならない。
- (2)利用は、教育上必要な場合に限る。
- (3)情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
- (4)誹謗中傷に当たる行為を行ってはならない。
- (5) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (6)データ送受信の際には、ネットワークに過大な負担を与えないようデータ容量に注意すること。
- 8端末のセキュリティ対策
- (1)ユーザは、BYODネットワークを利用するための端末(以下「端末」という。)のOSのバージョンを最新版に更新しておくよう努めなければならない。
- (2)アンチウイルスソフトウェアを導入可能な端末を利用しているユーザは、当該端末にアンチウイルスソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければならない。

#### ②向丘高等学校BYOD利用規則

#### 本校が生徒向けに作成したルール

1. 目的

一部分のみ掲載

この利用規則は、都立学校BYODネットワークシステム利用ルール(生徒向け)(以下「利用ルール」という。)に基づき、校内での適切な運用を図ることを目的とする。

- 4. 利用範囲
- (ア)留意事項

利用ルール「4 利用上の注意点」に準じる。

また、教員の指示があるとき以外、スマートフォンは、電源を切り、鞄の中に入れておくこと。

(イ)禁止事項

- ① 授業や学校の活動で教員から指示のあったもの以外のファイル等のアップロードやダウンロード、アプリケーションの起動および許可を得ていない通信
- ② 学校内のコンセントを用いた端末等の充電
- 6. その他

(ア)学習支援クラウドサービスの動画やテキストは、BYODネットワークシステムでダウンロードすることが可能である。また、家庭のネットワークでも視聴でき、コンピュータやタブレット端末等でも利用可能である。

(イ)動画視聴、確認テストの解答、アンケート、メッセージ等を宿題や課題として配信することがある。

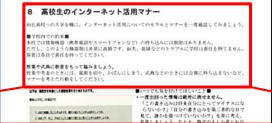
年度当初に、担当教員・支援員から統一した指導をクラスごとに実施

### ③入学時の指導

#### →高校生活の手引き「インターネット活用マナー」にて指導

平成 31 (2019) 年度





#### 8 高校生のインターネット活用マナー

向丘高校への入学を機に、インターネット活用についてのモラルとマナーを一度確認してみましょう。

#### ■学校内での約束■

本校では情報機器 (携帯電話やスマートフォンなど) の持ち込みには制限はありません。 ただし、このような機器類は非常に高額です。紛失、故障などのトラブルに学校は責任を持てません。 保管は各自で責任を持ってください。

#### 授業や式典に敬意をもって臨みましょう。

授業や考査のときには、電源を切り、かばんにしまう、式典などのときには会場に持ち込まないなど、 マナーを考えた行動をしてください。

- ・スマートフォン 等の持ち込みに 制限はなし
- ・管理は自己責任
- ・授業時は基本的 には電源を切り 鞄の中に

持ち込みについてのルールは設けていない。登下校時のルールも特に設けていない。

## 4 授業での指導

#### ~教室移動がある授業での取組み~



・必要な時以外には 授業に集中できるよう 教室に入った時点で 生徒が自主的に スマートフォンを カゴに入れるルールを 徹底させている。 (家庭科の授業など)

自主的に力ゴに入れずに 授業中に無断で使用する生徒は現在までいない。

## 5 1 学年での指導(1)~SNS向丘ルール~

#### SNS 向丘 儿—儿

SNSは人と人をつなぎ、コミュニケーションを楽しむためのサービスです。 しかし、使い方を誤ると、トラブルに巻き込まれたり、自他の生活を台無しにしてしまいます。 SNSの特性を十分理解したうえで、向丘高校のルールに則って、利用してください。

#### インターネットにおけるコミュニケーションの特性

- 1 世界中の人が見ることができる。
- 2 一度出回った情報は、絶対に消せない。
- 3 デマや誤った情報が拡散することがある。
- 4 SNSを悪用し、誘導され、不当請求などのトラブルに巻き込まれることがある。
- 5 ストーカー、いやがらせ等のリスクがある。

#### 《 本校のルール 》

- ① 一日の利用時間を決めて使う。
- ② 使わない時間、場所を決める。
- ③ フィルタリングをつける。
- ④ 自分や他者の個人情報は絶対に載せない。
- ⑤ 読んだ人のことを考えてから書き込む。面と向かって言えないことは載せない。

・基本的には 従来の生活指導や 生徒指導・特別指導の 延長としてのルール



不適切な場合指導対象に。

※SNS東京ルール改定に伴い、今月本校のルールも改定予定 (現在、本校生徒会が主体となって策定中)

学校における携帯電話の取り扱い等に関する有識者会議

## ⑥ 1 学年での指導(2)

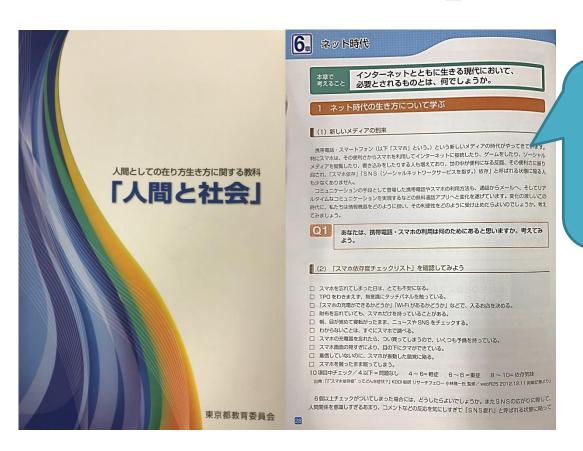
#### ~セーフティ教室~



テーマは

・スマートフォンの使用マナー・インターネットの注意点 など

## 71学年での指導(3)~教科「人間と社会」~



・インターネット(スマートフォン等)と共に生きる時代において「必要とされるもの」を主体的に考えさせる内容



スマートフォン等の 適正な使用について

警察署交通課による

## 8全学年での指導

#### ~交通安全教室~

自転車に係る主な交通ルール

登下校時のながらスマホの 危険性と責任についての 指導を実施 自転車安全利用五則は、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なもので

上げていますが、自転車については、このほかにも様々な交通ルールがあります。

ここでは、自転車に係る交通ルールについて根拠規定をイラストとともに紹介しています。

是非確認してみてください。・・・・自転車に係る主な交通ルール 🔀

#### 絶対にやめましょう!「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり 操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の 発生が後を断ちません。中には、事故の相手方である歩行者が 亡くなる事故も発生しています。

自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になった り、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、 重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。

絶対にやめましょう。



政府広報オンライン

↑警視庁HPより引用

http://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html



学校における携帯電話の取り扱い等に関する有識者会議

## 本校での指導のまとめ スマートフォン等の取扱いにおける多面的



#### 1. 安全指導

⇒交通安全教室・セーフティ教室 等

#### 2. 人権尊重指導

⇒SNS等の問題行動の予防・個人情報保護 等

#### 3. 学校生活全般の指導

⇒校内ルールの遵守等

### スマートフォン等に関する生徒のルール違反

・年に数件は発生している。基本的に担任が指導する。

#### ルール違反の例

生徒が、朝学習の時間にスマートフォンを 無断で使用していた。

#### これに対する担任の指導

保護者に承認を得たうえでスマートフォンを預かり 反省を促す。「**スマートフォン使用の自分ルール**」 を原稿用紙に書いて提出。

指導後に保護者へ連絡しスマートフォンを返却。

#### スマートフォン等の適正指導に関する課題

- ・休み時間、放課後の他目的での使用
- ・登下校時の歩きスマホ、自転車のながら運転
- ・SNS等への不適な書き込み
- ・スマートフォン等の使用と健康

いずれの課題も大きな問題に発展はしていないが、 常に意識し、指導体制を整える必要がある。

#### BYODに取り組む授業でのルール違反

・はじめの動画で紹介したような、BYODに取組む授業等に関して、ルール違反は1件も起こっていない(昨年度)



# 今後も生徒の学力等向上のための活用ツールとして適正使用を徹底

学校における携帯電話の取り扱い等に関する有識者会議 資料

# スマートフォン等に関する校内ルールと活用事例 以上で発表を終わります

東京都立向丘高等学校

令和元年7月3日(水)